

地域おこし協力隊
柳本美緒の
「大阪弁で活動報告」

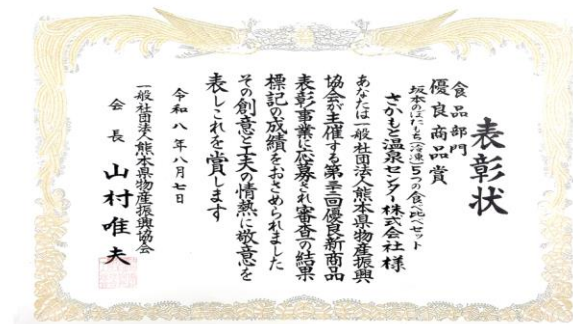


熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。坂本町でも住居被害や通行止め臨時休業のお店があり、買い物にご苦労された方も多かったと思います。どうか皆さま無理せずと日常が早う戻りますように。

7月は藤本地区松崎の「百万遍さん」に参加しました。108回数珠を回すお祭り、ほんまゼーハー言うくらいしんどかったです。鍾を鳴らし続けた本下さんには功労賞、来世の徳もボーナス付与やと思いました。お供え物はもちろん大阪名物「551（豚まん）」。

6月号でお知らせした「坂本のぼたち（冷凍）」が、なんと 熊本県の優良新商品賞を受賞しました！これから忙しくなりそうですが、坂本の皆さま、どうぞよろしくお願いします！

（詳細はぜひ表面をご覧ください。）



地域おこし協力隊 西山たかおの
さかもと日記



こんにちは 7月28日の地震の影響かと思われませんが、田んぼの用水路の水の量がとても増しました。水脈が変わったのか原因はわかりませんが、今回は水量が増えましたが、減る可能性もあったのかなと思うと、「用水路からは水が流れてくるもの」と思い込みすぎていたことに気付かされハッとしました。

これまでも何十年間、数々の自然の猛威などから地域の大先輩たちが草刈りや修繕などを繰り返し、保たれている田んぼや水路を使わせてもらっていて時として自然などの影響で変化も起きることを肝に銘じて向き合いたいと感じさせられました。

電気、ガス、水道、道路など当たり前に使えていることへのありがたさと、当たり前に使えるものと思いついていたことに対して、自然と共に生きていくうえで考えさせられることがありました。

地域おこし協力隊
瀧上 隆明の
「活動報告」



暑い盛りのこの時期、皆様いかがお過ごしでしょうか？7月28日に発生した今回の地震。支所内にいましたが、大きな揺れを感じ、身の危険を感じました。時間を追うごとに明らかになる被害に胸を痛めました…が！まずは住民の皆様の安全確認に奔走する支所の方たちの後について回り、私も出来る対応をさせていただきます。当面は災害対応に当たる日々が続くと思われまます。

もうあつてはならない災害ではありますが、日頃の備え、ご近所さんとの連携が大切だと痛感し、まずは私の住まいでもある地区から形にしていこうと住民の皆様のご不便を解消すべく汗をかいてまいります。今月もよろしくお願いします。

★★★市税等の納期について★★★

9月30日（水）納期限のものは

- ☑国民健康保険税 6期
- ☑介護保険料 6期
- ☑後期高齢者医療保険料 3期
- ☑簡易水道使用料9月分〈8月使用分〉です。

※納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。

※納期限が土曜日、日曜日にあたる場合は、次の月曜日になります。

《問い合わせ》

地域振興課 市民福祉係 ☎ 45-2212

9月30日水は「交通事故死ゼロを目指す日」です

みんなで交通ルールを守って交通事故死をゼロにしよう！

歩行者 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

生活道路は人が優先、歩行者もルールを遵守

- スマートフォンを操作しながらイヤホンで音楽を聴きながらの歩行や横断は、注意力が散漫になり、車や周囲の危険に気付くのが大幅に遅れるので大変危険です。
- 横断歩道がある場所では横断歩道を利用し、運転者に横断する意思を明確に伝えて安全を確認してから渡りましょう。
- 9月1日から生活道路の法定速度が30km/hに引き下げられます。

反射材用品等の着用で交通事故防止

- 反射材用品、ライトや明るい目立つ色の衣服は、夕暮れ時や夜間、雨の日だけでなく日中も視認性を高めます。周囲にあなたの存在を効果的にアピールできます。
- 自動車、自転車や他の歩行者からあなたの存在が認識しやすくなるので、たとえ近所への外出でも、意識して反射材用品やライトを使用しましょう。

自動車 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

早めのライト点灯とハイビームの活用で安全性を向上

- 日没時間が早まるこれからの季節は歩行者横断中の事故が多く発生します。早めのライト点灯で事故のリスクを減らしましょう。
- ハイビームは、遠方の歩行者や自転車、落下物などを早期に発見することができます。交通量の多い市街地、対向車や先行車がいる場合を除き、ハイビームを活用しましょう。

飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- 飲酒運転は、判断力、集中力、運動能力を著しく低下させる悪質危険な行為です。
- 「ながらスマホ」は、前方の安全確認がおろそかになる大変危険な行為です。
- 飲酒運転、「ながらスマホ」、おとり運転は周りの人も巻き込む重大な交通事故につながるりやすい極めて危険な行為です。社会全体で根絶しましょう。

自転車 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール

- 自転車安全利用五則を始めとした交通ルールを正しく理解して、安全運転を心がけましょう。
- 自転車・特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）は車両に分類されており、道路（車道）の左側の端に寄って通行することが原則です。
- 16歳以上の自転車の運転者についても一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が適用されます。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

ヘルメットは命を守る

- 自転車や特定小型原動機付自転車で走行中、万が一、交通事故に遭っても、ヘルメットを正しく着用していれば、頭部を保護し、被害を軽減することができます。
- ヘルメットを着用することで交通安全の意識も高まります。家族や友人にも「ヘルメットは命を守る」ものとして着用を呼びかけましょう。

秋の全国交通安全運動

令和8年9月21日月～9月30日水

肥後銀行移動店舗車「ハモニカー号」からのお知らせ

営業日： 9月1日(火)、9月15日(火)

《問い合わせ》 地域振興課 総務振興係 ☎ (45) 2211

毎月11日は『人権を確かめ合う日』です。